(c)　締約国が自国の金融サービス提供者に対し(b)(ii)又は(iii)に規定するいずれかの活動について公的機関又は金融サービス提供者との競争を行うことを認める場合には、第五十八条(n)に定める「サービス」には、当該活動を含める。

(d)　第五十八条(q)の規定は、この附属書の規定の対象となるサービスについては、適用しない。

第二節　国内規制

1　第七章の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービス提供者が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。当該措置については、同章の規定に適合しない場合には、同章の規定に基づく当該締約国の約束又は義務を回避するための手段として用いてはならない。

2　第七章のいかなる規定も、締約国に対し、個々の顧客に関する事項及び勘定に関連する情報、公的機関が所有する秘密の情報又は公的機関が専有する情報の開示を要求するものと解してはならない。

第三節　承認

1　締約国は、金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、信用秩序の維持のための措置であって国際的な規制機関又は第三国のものを承認することができる。措置の調和その他の方法により行うことができる承認は、当該国際的な規制機関若しくは第三国との協定若しくは取決めに基づいて、又は一方的に、行うことができる。

2　1に規定する協定又は取決めの当事者である一方の締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、他方の締約国に対し、同様の規制及び監督が存在し、その規制が同様に実施され、並びに適当な場合には当該協定又は取決めの当事者間の情報の共有に関する手続と同様の手続が存在することが可能な状況の下で、当該協定若しくは取決めへの当該他方の締約国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。一方の締約国は、承認を一方的に行う場合には、他方の締約国に対し、そのような状況が存在するか否かについて意見を表明するための機会を十分に与える。

第四節　紛争解決

信用秩序の維持の問題その他の金融の問題に関する紛争について第百十九条の規定に基づいて設置される仲裁裁判所は、紛争の対象となっている特定の金融サービスに関して必要な専門知識を有するものとする。

第五節　金融サービスに関する作業部会

1　第七十一条4の規定に従い設置される金融サービスに関する作業部会（以下この節において「作業部会」という。）は、次の事項に関する意見を交換する。

(a)　金融部門における技術の進歩によってもたらされる国境を越える金融取引の急速な拡大に伴う最近の不確実な傾向に対応するための全般的な政策要件

(b)　一方の締約国の金融サービス提供者であって他方の締約国の区域内において業務を行うものに対する監督

(c)　両締約国の金融市場の革新

(d)　両締約国の金融市場の発展

(e)　金融サービスに関連するその他の事項

2　作業部会は、金融サービスに関する約束について交渉しない。

3　作業部会は、サービスの貿易に関する小委員会に対しその業務について報告する。

4　作業部会は、両締約国の権限のある当局間の意見及び情報の交換であって現在又は将来の連絡経路を通じたものの機会を妨げてはならない。

5　作業部会は、両締約国が合意する時期及び場所において会合する。

6　作業部会は、次の者で構成する。

(a)　日本国については、金融庁の上級職員及び適当な場合には外務省の上級職員

(b)　ベトナムについては、中央銀行及び財務省の代表者並びに適当な場合には関係省の代表者

附属書五　第六十二条に関する特定の約束に係る表

第一部　日本国の特定の約束に係る表

注釈

1　分野ごとに行う特定の約束に記載するアルファベット及び括弧内の番号は、サービス分野分類表（千九百九十一年七月十日付けのガット事務局文書ＭＴＮ・ＧＮＳ／Ｗ／一二〇）及び暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）（以下この附属書において「ＣＰＣ」という。）による。これらのアルファベット及び番号による分類は、特定の約束の記述の明確性を高めるために記載するものであり、特定の約束の一部を構成するものと解してはならない。

2　この特定の約束に係る表への記載は、特定の約束に係る表への記載のための指針（二千一年三月二十八日付けの世界貿易機関文書Ｓ／Ｌ／第九十二号）に従ったものである。ただし、当該指針は、法的拘束力を有するものと解してはならない。

3　この特定の約束に係る表に記載する(1)から(4)までのサービスの提供の態様は、それぞれ第五十八条(u)(i)から(iv)までに規定するサービスの提供に対応する。

4　「約束しない。＊」とは、技術的に可能でないため約束しないことをいう。

5　個別のＣＰＣの番号に付された「＊＊」は、当該番号の分野のための特定の約束が当該番号の分野に含まれるサービスのすべての小分野には及ばないことを表す。

6　(a)航空旅客運送サービス、(b)航空貨物運送サービス及び(c)乗務員又は運転者を伴う航空機の賃貸サービスに影響を及ぼす措置は、運輸権に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置であり、第七章の規定が適用されないので、この特定の約束に係る表には含まれない。貨物運送代理店サービスに関する約束には、航空運送サービスによる貨物利用運送サービスを含まない。

Ⅰ　各分野に共通の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
この特定の約束に係る表に掲げるすべての分野		(3)　研究及び開発に係る補助金については、約束しない。 (4)　研究及び開発に係る補助金については、約束しない。	

Ⅱ　分野ごとに行う特定の約束

分野	市場アクセスに係る制限	内国民待遇に係る制限	追加的な約束
1　実務サービス A　自由職業サービス (a)　日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士が提供する法律サービス（ＣＰＣ八六一）	(1)　サービスは、自然人又は弁護士法人（注）が提供しなければならない。 注　日本国の法律による弁護士法人とは、日本国の法律により「弁護士」としての資格を有する弁護士であり、かつ、弁護士法人の業務を執行する権利及び義務を有する一人以上の社員によって構成されるものをいう。業務上の拠点が必要である。	(1)　制限しない。	